



### 税

#### パート収入と税金

パート収入は、通常、給与所得となります。給与所得は、年収から給与所得控除額（最低65万円）を差引いて求めます。

#### ＜配偶者控除及び配偶者特別控除について＞

平成16年分から、配偶者特別控除のうち、配偶者が控除対象配偶者（合計所得金額が38万円以下の配偶者）に該当する場合に適用される部分（配偶者控除と重複して控除される部分）が廃止されています。つまり、夫に所得があり、妻がパートで働く場合を例に考えてみますと、妻のパート収入が103万円（月平均約8万5千円）までなら配偶者控除が受けられ、パート収入が103万円を超えて141万円未満であれば配偶者特別控除を受けることができます。

配偶者のパート年収	配偶者控除	配偶者特別控除	妻の住民税均等割
93万円以下	受けられる ※1	受けられない ※平成16年分から廃止	非課税
93万円超 103万円以下		受けられる ※2	課税 (4,500円)
103万円超 141万円未満	受けられない	受けられない	
141万円以上			

※1 配偶者控除額は、所得税38万円、住民税33万円です。  
 ※2 配偶者特別控除額は、所得税最高38万円、住民税最高33万円で、配偶者の合計所得金額により調整されます。

ただし、配偶者特別控除は夫の合計所得が1,000万円を超える場合は受けることができません。  
 改正について  
 平成17年度住民税から、均等割の納税義務を有する夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する方が廃止され、平成18年度分は全額課税（4,500円）されます。

つまり、夫が住民税均等割の納税義務者であり、妻のパート収入が93万円を超える場合、妻には夫と同額の均等割額（4,500円）がかかります。

問い合わせ  
住民税について

役場税務課町民税係

☎985-4110

所得税について

松山税務署

☎941-9121

税務相談室

☎946-4589

## 11月の納税

### 国民健康保険税 第5期

#### 口座振替日は

銀行・信金・郵便局 11月25日（金）  
 農協 11月28日（月）

※郵便局の口座振替日が27日から25日へ変更となりました。  
 ～税金は 未来の笑顔へ はじめの一步～

#### ご存じですか？

### 家庭裁判所の成年後見の手続き

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方は、家庭裁判所の

### 成年後見の手続きを利用できます

成年後見の手続き（後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判）により、成年後見人等が選ばれます。

成年後見人等は、本人の気持ちを尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、契約などを代理し、本人の財産を管理することによって、本人の権利を守ります。

詳しくは、下記までお問い合わせください

#### 問い合わせ

松山家庭裁判所 ☎945-5000(代)

#### 平成17年10月31日から お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

年金請求などの年金相談 イイロウゴ  
**0570-05-1165**  
 年金をお受けになっている方の年金相談 イイロウゴ  
**0570-07-1165**  
受付時間はAM8:30～PM5:00(土・日・祝日を除く)

◎『ねんきんダイヤル』は、お客様からの電話を全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところにおつなぎいたします。  
 ◎通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。  
 ◎電話機の設定、PHSなど電話機によってはご利用になれません。お手数ですが他の電話機でおかけ直しいただくか、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。  
 社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>  
 問い合わせ  
 松山西社会保険事務所 ☎925-5105